

全体スケジュール

公募開始後に説明資料を公開します。詳しくは、SHIFT事業ウェブサイトをご覧ください。

① CO ₂ 削減計画策定支援 公募期間	第一次 公募期間	令和6年3月25日(月)～4月30日(火)
	第二次 公募期間	令和6年3月25日(月)～5月31日(金)

※応募状況により追加公募を実施する場合があります。


 ■ ① CO₂削減計画策定支援のスケジュールに関する留意事項

- ・公募開始日から先着順に審査を行い、募集予定件数を越えた時点で公募期間中でも締切となります。
- ・事業完了後は、計画した内容の進捗を報告する義務があります。補助事業の完了日の属する年度の終了後、3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に過去1年間の対策の実施状況及びCO₂排出量の実績等について報告する必要があります。また、報告期間中に少なくとも1つ以上の対策を行うことが義務づけられています。省CO₂型設備更新支援に採択され実施した場合、CO₂削減計画策定支援の報告義務は終了します。

 ■ ② 省CO₂型設備更新支援のスケジュールに関する留意事項

- ・応募時に設備導入年度として1～2年間を選択することができます。
- ・複数年度に渡る設備導入が認められた場合でも、各年度交付申請が必要ですが、各年度の事業完了日から翌年度の交付決定日までは事業実施できません。A/B事業の場合、もし翌年度の交付決定日以前に事業開始する必要がある場合は、所定の申請書を提出して承認を受けてください。
- ・A/B事業での採択者は設備導入年度に「SHIFTシステム」に登録し、削減目標年度に発行される排出量を償却することにより、着実に目標達成することが求められます。

採択後の主なスケジュール (A/B事業)

設備更新年度 (N年度)	削減目標年度 (N+1年度)	調整・自主削減年度 (N+2年度)	報告年度 (N+3年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・設備更新支援実施 ・基準年度算定報告書の検証受検 ・検証済基準年度算定報告書の提出 ・SHIFTシステム登録申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出枠の発行 ・排出枠の取引・償却 ・排出量のモニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出枠の取引・償却 ・目標年度算定報告書の作成 ・目標年度算定報告書の提出 ・検証済目標年度算定報告書の提出 ・目標達成 ・事業報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・算定報告書の作成 ・算定報告書の提出 ・事業報告

留意事項

- ・本資料は事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- ・本事業の公募情報や参加者情報、参加者向け情報、また支援事例集などのお役立ち情報は、SHIFT事業ウェブサイトに掲載しています。
- ・補助金の交付を申請できる者は、直近2期の決算において、連続の債務超過（貸借対照表の「純資産」が2期連続でマイナス）がなく、適切な管理体制及び処理能力を有する者として。
- ・交付決定通知前に契約・発注等を行った経費は、交付規程に定める場合を除き、補助対象外となります。
- ・交付決定した事業者名、補助事業の概要、CO₂削減計画等は公表します。
- ・算定報告書の第三者検証費用は自己負担です。
- ・導入した設備は、善良な管理者の注意を促して管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図る必要があります。
- ・補助事業の適切な円滑な実施のため、実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- ・事業完了後、完了実績報告書を提出する必要があります。審査・確定検査後に補助金を支払います。
- ・補助事業の経費に関する帳簿とすべての証拠書類は、補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間、閲覧できるように保存しておくことが必要です。
- ・取得財産等を処分（目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ承認を受ける必要があります。

SHIFT事業ウェブサイト


<https://shift.env.go.jp>

お問い合わせ先

■ CO₂削減計画策定支援・省CO₂型設備更新支援A/B事業
 一般社団法人温室効果ガス審査協会 (GAJ)
 事業運営センター
 E-mail: shift@gaj.or.jp
 SHIFT事業ウェブサイトのお問い合わせページより質問様式をダウンロードしメールに添付してください。

■ 省CO₂型設備更新支援C事業
 一般財団法人環境イノベーション情報機構 (EIC)
 SHIFT事業ウェブサイトのお問い合わせページに掲載の問い合わせフォームをご利用ください。

■ 支援機関選定・コンタクト
 一般財団法人省エネルギーセンター
 E-mail: shift_eccj@eccj.or.jp

■ CO₂排出量の算定・検証
 株式会社三菱総合研究所
 E-mail: shift-sec@mri.co.jp

令和5年度補正SHIFT事業

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業

我が国の2030年度温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、工場・事業場での脱炭素化のロールモデルとなる取組（削減目標の設定、削減計画の策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の実施）を支援します。

 「脱炭素化のステップ」に対応した2つの補助事業①CO₂削減計画策定支援と②省CO₂型設備更新支援を用意しました。

補助事業の活用方法

- ✓ ①CO₂削減計画策定支援を利用してCO₂削減計画を策定し、自己資金で対策を実施する
- ✓ ①CO₂削減計画策定支援を利用してCO₂削減計画を策定し、②省CO₂型設備更新支援を利用して対策を実施する
- ✓ 自ら所定様式のCO₂削減計画を策定し、②省CO₂型設備更新支援を利用して対策を実施する

◆ 複数企業が連携して脱炭素化に取り組む【企業間連携先進モデル支援】については、こちらのウェブサイトでご確認ください。
<https://shift.classnk.or.jp/index.html>



脱炭素化のステップと2つの補助事業

 1 削減余地の把握・対策検討 2 実施計画の策定 3 対策実施 CO₂削減目標達成

 ① CO₂削減計画策定支援

概要

 年間CO₂排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO₂排出量削減余地の診断および「CO₂削減計画」の策定を支援。

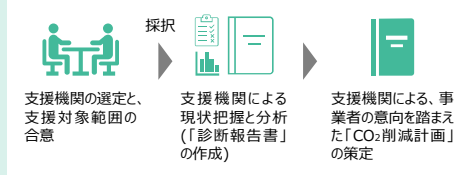
補助率・補助上限額

3/4、補助上限は支援内容により50～100万円
 (※DX型計画策定支援は補助上限を100万円増額)

特徴

 CO₂削減余地診断の経験豊富な「支援機関」が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。さらに、CO₂削減目標と実施方法を示す「CO₂削減計画」の策定を支援します。

事業のながれ


 ▼「①CO₂削減計画策定支援」はこのような事業者におすすめです

CN（カーボンニュートラル）、SDGs、SBTへの取組の必要性を感じているが、工場・事業場で具体的にどんな対策をえれば良いかわからない

CO₂排出量とエネルギー使用量の現状把握、対策の検討、実施計画の作成を外部専門家に協力して欲しい

概要

 「CO₂削減計画」に基づく設備更新を支援。

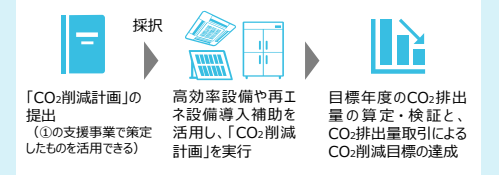
補助率・補助上限額

- ・A.標準事業：1/3、補助上限1億円
- ・B.大規模電化・燃料転換事業：1/3、補助上限5億円
- ・C.中小企業事業：CO₂削減量比型補助、補助上限0.5億円

特徴

 高効率設備、電化・燃料転換を伴う設備、再エネ設備など、多様な設備が対象です。必要に応じて排出量取引等を実施して、着実にCO₂削減目標を達成します。

事業のながれ


 ▼「②省CO₂型設備更新補助」はこのような事業者におすすめです

CO₂削減余地の把握や対策検討はすでに完了しているので、高効率設備や再エネ設備の導入、燃料転換などにより、確実にCO₂削減目標を達成したい

設備導入補助金を利用して、①CO₂削減計画策定支援で策定した工場・事業場の脱炭素化のための計画を実行したい

事業者が取り組む「脱炭素化のステップ」に対応した2種類の補助事業「①CO₂削減計画策定支援」「②省CO₂型設備更新支援」を展開。工場・事業場の規模や状況に合わせて必要な支援を選ぶことができます。

1 削減余地の把握・対策検討

- 工場・事業場のCO₂排出状況等の現状を調査してCO₂削減余地を把握し、効果的な対策を検討します。

2 実施計画の策定

- 対策の実施方法、実施時期、収支計画、実施体制等をまとめ、CO₂削減目標を達成するための実施計画を作成します。

3 対策実施

- 実施計画に従い対策を実施します。

CO₂削減目標達成

- 目標年度におけるCO₂削減目標の達成状況を確認します。

① CO₂削減計画策定支援

CO₂削減余地診断経験の豊富な支援機関が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。CO₂削減目標を明示した「CO₂削減計画」の作成を支援します。

応募要件

年間CO₂排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等*

* 中小企業等とは、中小企業基本法第2条に定義される中小企業（個人、個人事業主を除く）の他、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人・公立大学法人及び学校法人、社会福祉法人、医療法人、協同組合等、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、その他環境大臣の承認を得てGAJが適当と認める者を含みます。
* 支援機関を選定の上、応募してください。

補助対象

CO₂排出量削減余地の診断およびCO₂削減計画の策定支援に係る委託料等（人件費、業務費、一般管理費）。交付決定前に発生した経費や、本事業への申請手続きに係る経費、経常的な運営経費は対象外です。
※DX型計画策定支援は、DXシステム機器及び据付費用も補助対象です。なお、データの維持管理に要する費用（ランニングコスト）は、補助対象外経費となります。

補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の4分の3と補助金の上限額のうち、低い額が支給されます。

支援内容	診断範囲	補助金の上限額
A/B事業向け支援	事業場全体	100万円
	複数システム	100万円
	単一システム	60万円
C事業向け支援	機器・設備	50万円
DX型計画策定支援の場合、補助上限が100万円増額となります。		

◆A/B事業及びC事業とは、省CO₂型設備更新支援のA事業、B事業、C事業のこと。

A/B事業向け支援を受けた場合は、省CO₂型設備更新支援A/B事業（またはC事業）の優先採択枠の対象となる。C事業向け支援を受けた場合は、省CO₂型設備更新支援C事業の優先採択枠の対象となる。

【事業連携】優先採択

①CO₂削減計画策定支援の採択事業者は、策定したCO₂削減計画を利用することで、②省CO₂型設備更新支援の優先採択枠の対象となります。支援を受けた年度を含めて4か年度以内の②省CO₂型設備更新支援に応募できます。

CO₂削減計画

◆DX型計画策定支援とは、工場・事業場へDXシステム（少なくとも1時間ごとにエネルギー使用量等を計測・記録できるシステム）を導入し、その計測結果に基づき、運用改善等を含む実施計画策定の支援を行うもの。

成果物

以下の「CO₂削減計画」一式

- 1) 診断報告書：工場・事業場のエネルギー使用量、課題、対策提案等をまとめた報告書（C事業向け支援を除く）
- 2) 実施計画書：選定した対策のCO₂削減効果等をまとめ、実施時期・実施方法を示す計画書
- 3) 算定報告書：基準年度CO₂排出量（過去3年間の平均値、または直近1年間）を算定する報告書

支援機関

「支援機関」とは、SHIFT事業の①CO₂削減計画策定支援において事業者の工場・事業場の脱炭素化に向けた計画策定を支援する事業者です。SHIFT事業の支援機関として申請及び登録されている事業者のみが「支援機関」となります。支援機関の情報はSHIFT事業ウェブサイトで公開されています。

「CO₂削減計画」は②省CO₂型設備更新支援を利用していても構いません。他の補助制度や自主的な取組に活用してください。

令和3年度～令和5年度の参加事業の傾向

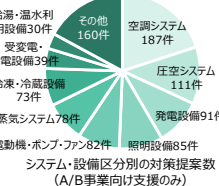
令和3年度～令和5年度では、136事業が①CO₂削減計画策定支援を受けました（工場：92件、事業場：44件）。支援機関は、1事業あたり平均7対策を提案しています（最終的に事業者が「実施する」と判断した対策で実施計画を策定）*。
*A/B事業向け支援の場合

支援を受けた事業者の声

CO₂削減ポテンシャル診断を受けたことがあり、とても効果的であった。今回は別の工場・事業場でも同様の診断と計画策定支援を受けたらと思い、応募した。省エネや脱炭素化を専業とする者が社内にはいないので、外部の専門家に協力してもらい、さまざまな対策の掘り起こしをしたかった。SBT認証の取得も検討したい。

計画されたCO₂削減対策の例

- 空調設備の更新（吸収冷温水機からヒートポンプチラーへ）
- 蒸気ボイラ/燃焼炉の更新（重油・灯油式からガス式へ）
- 給湯設備の更新（温水ボイラからヒートポンプ給湯機へ）
- 太陽光発電設備の導入
- 蒸気配管の断熱、蒸気ドレンの回収
- 空気圧縮機の圧力低減、エア漏れ防止対策の実施、など



② 省CO₂型設備更新支援

「CO₂削減計画」に基づく設備更新に対して3つの支援メニューにより補助金を交付します。

応募要件

年間CO₂排出量50t以上の工場・事業場に対してCO₂削減計画を策定済みである事業者（①CO₂削減計画策定支援を利用していなくても、指定の様式を用いて事業者がCO₂削減計画を策定する場合も含まれます。）工場・事業場の所有者と補助対象設備の所有者が異なる場合は、共同申請となります。

補助対象

以下の対象設備機器の導入・更新に係る経費（工事費、設備費、測量・試験費等）。交付決定前に発生した経費や、既存設備の撤去・移設・廃棄費、本事業への申請手続きに係る経費、経常的な運営経費は対象外です。

(1) エネルギー使用設備機器

高効率化あるいは電化・燃料低炭素化した産業・業務用設備機器や生産設備

(2) エネルギー供給設備機器

低炭素燃料供給設備および変電設備
再生可能エネルギー発電設備・太陽熱供給設備・コジェネ発電設備（発電設備・熱供給設備は100%自家消費する場合に限る）

補助率及び補助金の上限額

事業の種類	事業概要	要件	補助率	補助金の上限額
A.標準事業	一定割合以上のCO ₂ を削減する計画に基づく設備更新を補助	①工場・事業場単位（年間CO ₂ 排出量の削減目標が15%以上）	1/3	1億円
		②主要なシステム系統（年間CO ₂ 排出量の削減目標が30%以上）		
B.大規模電化・燃料転換事業	大規模な電化・燃料転換を伴う設備更新を補助	主要なシステム系統で以下のi)～iii)をすべて満たす事業 i) 電化・燃料転換 ii) CO ₂ 排出量を4,000t-CO ₂ /年以上削減 iii) CO ₂ 排出量を30%以上削減		5億円
C.中小企業事業	CO ₂ 削減量比例型の設備更新補助	以下のi) ii)のうちいずれか低い額を補助 i) 年間CO ₂ 削減量×法定耐用年数×7,700(円) ii) 補助対象経費の1/2		0.5億円

※ 要件を満たす場合は、A事業およびB事業の併用可

※ 主要なシステム系統とは、工場・事業場に存在する【機器本体+付属設備】を基本とする多様なシステム系統のうち、事業者が主要と考えるシステム系統のこと。対象範囲を明確にすることを条件に、事業者が任意で定義する。

排出量取引による着実な目標達成

採択事業者は設備導入が完了した翌年度にあたる削減目標年度のCO₂排出量を報告して、CO₂排出量実績に相当する排出枠を確保することで削減目標を達成します。CO₂排出量実績に比べ排出枠が不足している場合は、排出量取引（自己負担）によって補填します。この排出量取引ではJ-クレジット等の外部クレジットも利用できます。（A/B事業とC事業では方法が異なります。）

令和3年度～令和5年度の参加事業の傾向

令和3年度～令和5年度では、326事業が②省CO₂型設備更新支援を受けました（工場：157件、事業場：169件）。

